

平成24年 1月16日

～ 佐伯河川国道事務所の道路事業に伴う、
建設発生土の受入地募集について ～

東九州自動車道は、福岡県北九州市を起点とし、大分県、宮崎県を經由し、鹿児島県鹿児島市に至る延長約436kmの高規格幹線道路です。

このうち、佐伯河川国道事務所では、「佐伯～県境」間(約30km)を平成16年度より「新直轄事業」(国と地方の負担で、国土交通省が整備する事業)として整備を進めています。

当該事業においては、今後の工事に伴い建設発生土が想定されており、関連工事又は他の公共事業への活用等との調整を行うこととしていますが、事業を円滑利用を図ることが必要となっています。

そのため、窪地の埋立や低地の嵩上げ等を目的に埋立(盛土)をお考えの方から建設発生土の受入地を募集するものです。

■ 別添資料 : 建設発生土の受入地募集について

建設発生土「受入申込書」 (提出書類)

建設発生土「受入に関する覚書」(参考)

(問い合わせ先)

国土交通省 佐伯河川国道事務所 技術副所長 西 豊 和
工務課(担当) 工務課長 坪内 健
(担当) 建設専門官 八木 憲 二
【電話】0972-22-1880(代表)

「佐伯河川国道事務所」の道路事業に伴う 建設発生土の受入地募集について

1. 応募の趣旨

国土交通省「佐伯河川国道事務所」におきましては、現在、東九州自動車道「佐伯～宮崎県境」を整備しており、トンネル及び橋梁等の新設工事や掘削、盛土工事等を実施しています。

本事業は、東九州自動車道の太田～宮崎間を結び、高規格幹線道路ネットワークを形成する上で、重要な事業として早期の完成が望まれています。

このような中、今後の工事に伴い建設発生土が想定されており、関連工事又は他の公共事業への活用等との調整を行うこととしていますが、事業を円滑に推進するためには、工事の効率化・コスト縮減等を考慮した建設発生土の有効利用を図ることが必要となっています。

つきましては、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方のご所有地を受入地とし、工事による発生土の有効利用を図りたいと考えています。

2. 応募要件

(1) 応募できる方

平成24年3月～平成26年12月の間で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは賃借されている方。

(ただし、賃借の場合は、所有者の同意が必要です。)

(2) 土地の要件

① 土砂発生場所(その時の工事現場)からの運搬距離が、50km未満の位置に存在すること。

(土砂発生場所は、佐伯IC～蒲江IC間で数カ所あります。)

② 埋立(盛土)土量が、1,000立方メートル程度を超えるものとする。

③ 大型ダンプトラック(10t車)で土砂(岩砕含む)の搬入ができること。

④ 法律、関係条例上、埋立(盛土)等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは平成26年12月迄に手続き完了見込であること。

3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間：平成24年2月1日(水)～平成26年3月末

(2) 必要書類： 次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

① 建設発生土「受入申込用紙」→ 別添の用紙

② 土地所有者の同意書

③ 埋立等の許可証の写し

④ 埋立位置を示した地図

4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は、その都度応募者へ通知致します。

5. その他留意事項

- ① 建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います。（無料）
- ② 建設発生土搬入後の敷均し、締固め作業等は、応募者で行って下さい。
- ③ 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、または他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を補償することはできません。
（その時の土砂発生場所からの土砂発生状況、候補地までの運搬距離及び他の公共事業の建設発生土受入状況等を総合的に判断し決定します。）
- ④ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ⑤ 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は必ずお願いいたします。
- ⑥ 建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- ⑦ 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- ⑧ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所
〒876-0813 佐伯市長島町4-14-14
TEL：0972-22-1880（代表）
FAX：0972-23-2706
担当：工務課 坪内、八木、藤沢
（内線411、402、410）

※ ホームページも併せてご覧ください

建設発生土「受入申込書」

国土交通省 九州地方整備局
佐伯河川国道事務所長 殿

郵便番号：

住 所：

氏 名：

印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

○連絡先

所属名称：

担当者氏名：

電話番号：

(内線)